

## 第九一回

### 参第一六号

#### 伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法（案）

##### （目的）

第一条 この法律は、我が国の伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業において製造される物品と競合する物品の輸入によって当該産業が受ける重大な影響を防止するために必要な輸入制限等の措置について定め、もつて当該産業の保護を図ることを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「伝統的工芸品産業」とは、伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項に規定する指定を受けた工芸品をいう。以下同じ。）の製造業をいう。

2 この法律において「中小企業性産業」とは、伝統的工芸品産業及び次の各号に該当する製造業の業種であつて政令で定めるものをいう。

一 事業活動の相当な部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第五条第一号又は第三号に該当する製造業者をいう。以下同じ。）によつて行われていること。

二 中小企業者の経営の安定を図ることが国民経済の健全な発展に資するためには必要であると認められること。

3 この法律において「競合物品」とは、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業において製造される物品と同種の物品又は用途が競合する物品であつて海外において製造されたものをいう。

##### （競合物品の輸入制限等）

第三条 政府は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が当該産業に係る競合物品の輸入によって重大な影響を受け又は受けおそれがあると認める場合には、第一号又は第二号の措置をとらなければならない。

一 当該競合物品についての関税率の引上げ、輸入割当てその他輸入制限に関し必要な措置

二 次の行為であつて当該行為に係る競合物品の相当な数量の輸入が予見されるものの制限に関し必要な措置

イ 当該競合物品を製造する外国法人又は外国人に対する投資又は融資

ロ 当該競合物品の製造に係る技術（技法を含む。以下同じ。）の外国法人又は外国人への海外においてする供与

ハ 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術によつて加工された原材料で当該伝統的工芸品の製造に使用されるものの輸出

2 伝統的工芸品産業以外の中小企業性産業に係る前項各号の措置は、五年間を限度とす

るものとする。

(都道府県知事等の請求)

第四条 都道府県知事は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が前条第一項に規定する事態にあると認めるときは、政府に対し、同項の措置をとることを請求することができる。伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業を営む中小企業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、商工組合その他政令で定める法人が、当該産業が同項に規定する事態にあると認めるときも、同様とする。

2 政府は、前項の請求があつた場合には、その実情を調査し、その結果に基づき、前条第一項の措置をとつたときはその要旨を、同項の措置をとらなかつたときはその旨及びその理由を当該請求をした者に通知するとともに公表しなければならない。

(原産地表示に関する関税法の特例)

第五条 品質、形状その他の通商産業省令で定める事項が伝統的工芸品と同一であるか若しくはこれに類似する物品又はこれらの物品を加工した物品の輸入についての関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十一条、第七十八条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十一条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされている外国貨物又は表示がされていない」と、同条第二項中「又は誤認を生じさせる表示がある旨」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がある旨又は表示がされていない旨」と、「その表示を消させ、若しくは訂正させ」とあるのは「その表示を訂正させ、若しくは表示をさせ」と、同法第七十八条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされているとき」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされているとき又は表示がされていないとき」と、同条第二項中「その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させ」とあるのは「同項の表示を訂正させ、又は表示をさせ」と、同条第三項中「表示を消し、又は訂正しないときは」とあるのは「表示を訂正し、又は表示をしないときは」と、同法第八十七条第一項中「表示を消し、若しくは訂正し」とあるのは「表示を訂正し、若しくは表示をし」と、同条第二項中「表示が消され、若しくは訂正され」とあるのは「表示が訂正され、若しくは表示がされ」とする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

## 理 由

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業の保護を図るため、当該産業において製造される物品と競合する物品の輸入によつて当該産業が受ける重大な影響を防止するために必要な輸入制限等の措置について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。